

確定申告相談日程表（美東・秋芳地域）

受付時間 午前9時～午後4時

(各会場で1日は午後6時までの延長日があります)

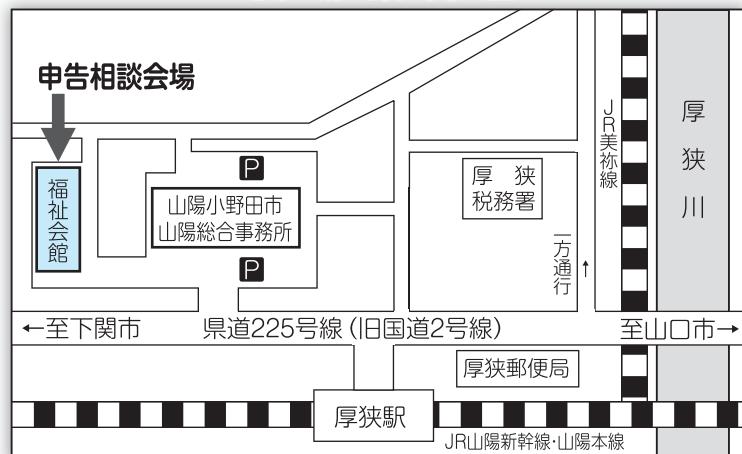
2月28日回は秋芳地域全域、3月14日回は美東地域全域が対象となります。該当の相談日にお越しになれない場合は、この期間にお越しください。

*申告の内容により税務署での申告が必要な場合もありますので、不明な場合は事前に相談してください。

地区名	相談日	受付対象地区名	申告相談会場
嘉万・青景	2月12日金	栢木、中辺、半田、山領、芝尾	嘉万公民館
	2月15日月 (午後6時まで受付)	早二、寺家、殿河内、水の上、迫、鍛冶屋、小野、宮地 午後4時までに来場困難な嘉万・青景地区の人と別府地区の大日住宅の人	
	2月16日火	日峯、国秀、戸青、信大、秀十、小藪、桧皮	
	2月17日水	嘉万住宅、嘉万桧皮住宅、二末、下市、住友秋芳社宅、中市、上市、井出口、外勢、麓、坂水、焼の河内、別府地区の大日住宅	
別府	2月18日木 (午後6時まで受付)	門村、中村、平野、共栄、江良、真木、河原上、水上 午後4時までに来場困難な別府地区の人	別府公民館
	2月19日金	江原上、江原下、湯の上、芹田、前水上、郷の原、流田、桧皮	
岩永	2月22日月 (午後6時まで受付)	平佐、中下郷、下郷、追拳、御坊、新菅、秋南、枕田、松橋 午後4時までに来場困難な岩永地区の人	岩永公民館
	2月23日火	大朝、山露、岩永市、本郷川西、堀の内、谷津	
	2月24日水	内ヶ島、宮の前、照岡、土井敷、旦、上水田、中水田、下水田 旦の岡住宅、りんどうの丘	
岩永・秋吉	2月25日木 (午後6時まで受付)	平ヶ谷、岩ヶ下、八重ヶ原、八重ヶ原ハイツ、秋吉八重住宅、目畑、上八重、下八重、福王田、片山 午後4時までに来場困難な秋吉地区の人	秋吉公民館
	2月26日金	上里、下里、上宿、下宿、上宿住宅、福王田住宅、上瀬戸、上瀬戸住宅、駅通り、日の出、上里住宅、下瀬戸	
	2月28日日	秋芳地域全域	
	3月1日月	東神手、曾和、上隨徳住宅、リベア住宅、広谷、隨徳住宅、上隨徳、隨徳北、下隨徳、秋吉台、その他秋芳地域全域	
	3月2日火 (午後6時まで受付)	植山、絵堂、碇、植畠、二反田、下山、銭屋、小野、北河内 午後4時までに来場困難な赤郷地区の人	赤郷交流センター
赤郷	3月3日水	山中、佐山、末原、中河内、宮の馬場、鶴市、松原	
綾木	3月4日木 (午後6時まで受付)	大石、景平、高山、薬王寺、植竹、四之瀬 午後4時までに来場困難な綾木地区の人	綾木ふるさとセンター
	3月5日金	山田、岡の台、九瀬原、瀬々川、金焼、御山	
	3月8日月 (午後6時まで受付)	町絵、沖田、神崎、切畑、武士ヶ河内、郷、宮の河内	
真長田	3月9日火 (午後6時まで受付)	立石、法名、東一区、宗国、東二区、南区、西区、白土 午後4時までに来場困難な真長田地区の人	真長田定住センター
	3月10日水	真名市、岩崎、森清、神崎城山、徳坂、十文字、小田長谷、大原	
	3月11日木 (午後6時まで受付)	桂坂、岩波、下秋、大木津、温湯、聞波、下市、山根 午後4時までに来場困難な大田地区の人	
大田	3月12日金	平原、友永、長登、上新町、三本松、川上、鳶の巣	美東保健福祉センター
	3月14日日	美東地域全域	
	3月15日月	正覚、台山、三本松西区、下新町、上市東、近光、上市西、中市、田津、新井手 その他美東地域全域	

*美東・秋芳地域につきましては、申告会場の混乱を解消するため午前・午後に分けて受付を行います。
詳しくは別途、日程表を配布しますのでよろしくお願ひします。

還付申告および確定申告 相談会のお知らせ



問合せ先

厚狭税務署 (☎0836②0180)

※音声案内に従い「2」を選択してください。

厚狭税務署では、平成21年分所得税の還付申告および確定申告（消費税を含む）の会場を次のとおり設置します。
設置期間 2月1日㈪～3月15日㈰
受付時間 9時～16時（相談時間は17時まで）
相談会場 山陽小野田市社会福祉協議会山陽支所【福祉会館2階／山陽小野田市山陽総合事務所（旧山陽町役場）西側】
※ 申告相談会場開設期間中は、厚狭税務署での申告相談は行いません。なお会場設置期間以外の申告は行いません。
※ 申告相談会場開設期間中は、厚狭税務署での申告は行いません。なお会場設置期間以外の申告は行いません。

市税務課固定資産税係からお知らせ

家屋を新築・増改築及び取り壊されたときは

家屋を新築・増改築された場合

平成21年1月2日から平成22年1月1日までの間に家屋を新築、増改築したときは、平成22年度から固定資産税・都市計画税（都市計画税は一部の地域のみ）の課税の対象となりますので、税務課固定資産税係までご連絡をお願いします。

連絡がありましたら、調査に伺う日程を連絡させていただいたうえで、調査に伺いますのでご協力をお願いします。

※注：建築基準法に基づく家屋はもとより、建築基準法に基づく建築確認を必要としない家屋の新築・増改築についても課税の対象となります。

家屋を取り壊した場合



平成22年1月1日までに家屋を取り壊された方は、平成22年度から固定資産税・都市計画税（都市計画税は一部の地域のみ）の課税の対象から除かれますので、税務課固定資産税係まで届出をお願いします。

届出がありましたら、現地の調査を行いますので、ご協力をお願いします。

あなたの住宅用地は 変わつていませんか

住宅用の土地は、税の負担を軽くするための「住宅用地に対する課税標準の特例措置」が適用されています。そのため、住宅が建っている土地と、店舗・工場など居住用ではない建物がたっている土地では、評価額が同じでも税額は違ってきます。

特例措置を正しく適用するために、平成21年中に家屋の用途を変更した方は税務課固定資産税係へ申告してください。

また、平成21年中に造成・植林等により現況の地目に変更のあった土地で、地目変更登記が完了となっている方についても、申告をお願いします。

償却資産の申告を忘れずに

美祢市で事業（製造業・販売業・飲食業・不動産業・各種賃貸業など）を営む法人（営業所等を含む）・個人の方は、地方税法第383条の規定により平成22年1月1日現在に所有する事業用資産の申告が必要です。なお、平成21年度までに申告のあった方には、既に申告書を送付しております。また、平成21年中に営業を開始した法人・個人の方も申告が必要です。事業を営んでいる方で、申告書をお手元に届かない場合は税務課固定資産税係へご連絡ください。

申告期限 平成22年2月1日㈪

問合せ先 市税務課固定資産税係 (☎0837②5234)